

## 大雨及び洪水被害に際しての会長談話

平成27年9月10日、日本の東海上を進む台風17号や、日本海上で台風18号から変わった温帯低気圧の影響で、茨城県内の広範囲にわたり大雨が降りました。これにより、県内の複数箇所では河川が氾濫して家屋や田畑が浸水するなど、県民生活に甚大な被害が生じました。

この大雨や洪水によって被災された方々に、当会を代表し、心よりお見舞いを申し上げます。また、報道機関によれば、まだ行方が分からない方が25名ということですが（9月11日正午現在）、その皆様の無事をお祈り申し上げます。

茨城県内に出されていた大雨特別警報は、本日、すべて解除となりましたが、今後も河川の氾濫や、地盤によっては土砂災害が生じるおそれもあります。県民のみなさまにおかれましては、今後も災害の発生にはくれぐれも御注意ください。

当会は、これまで、2011年の東日本大震災、2012年のつくば市北条地区を中心とする竜巻被害等、災害に際して法律相談をはじめとする被災者支援活動を行って参りました。今回の大雨及び洪水被害についても、被害が大きい地域を中心としてこれらの活動をするため、目下準備をしているところです。

また、当会は、2014年には茨城県と締結したのを初めとして、県内の市町村と、順次、災害時における法律相談業務に関する協定の締結を進めております。

当会は、これからも、災害対策に注力し、平時における準備とともに、災害発生時には地域の実情に応じたきめ細やかな被災者支援活動を行って参ります。

2015年（平成27年）9月11日

茨城県弁護士会

会長 木島千華夫